

## 法律相談体制の拡充について

区はこれまで、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、電話やオンラインによる相談を開始するなど、利用しやすい法律相談体制の充実に取り組んできました。

令和4年9月からは、相談件数の増加に対応するとともに、区民の方々がより利用いただけるよう、法律相談体制を更に拡充します。

### 1 法律相談体制の拡充内容

#### (1) 相談時間帯の拡充

対面に加えて電話とオンラインでの相談を開始したことで利便性が向上し、相談件数が増加傾向にあるため、相談時間帯を拡充します。日中お勤めの方等も利用いただけるよう、毎週水曜日の午後5時～午後7時の相談受付を新たに開始します。

#### (2) 英語通訳者の配置

外国人の方が相談しやすくなるよう、英語通訳者を配置します。

#### (3) 手話通訳士の配置

聴覚に障害を持つ方が相談しやすくなるよう、公的資格を有する手話通訳士を配置します。

### <現在と令和4年9月以降の法律相談体制の対照表>

	現在	令和4年9月から
相談日時	月曜・水曜・金曜：13時～16時	月曜・金曜：13時～16時 水曜：13時～16時、17時～19時
対応言語と 1人あたりの相談時間	日本語：25分	日本語：25分 英語：50分 手話：50分
相談方法	対面、電話、オンライン	対面、電話、オンライン <u>ただし、英語は対面及びオンライン、手話は対面のみ</u>
相談枠数 (令和4年9月～令和5年3月)	984 枠	1,092 枠 ※108 枠増
相談回数	1 案件につき 2 回まで	年度内に 1 人 3 回まで

### 2 今後のスケジュール(予定)

令和4年8月1日 広報みなと及び港区ホームページに掲載  
9月1日 法律相談体制の拡充